

「臨時福祉給付金」のお知らせ

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象となる方に「臨時福祉給付金（経済対策分）」を給付します。なお、国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付します。

○対象者

平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者である方。

（基準日（平成28年1月1日）時点で住民票が神崎町にある方で、平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されない方。）

※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の保護者となっている場合などは対象外です。

○支給額

支給対象者1人につき 1万5千円

○申請期間

平成29年4月10日[㊤]～7月31日[㊤]

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分・土日祝日除く。）

※当日消印・当日窓口受付分まで有効となります。

○申請受付場所

神崎町保健福祉課（神崎ふれあいプラザ 保健福祉館）

○必要書類

申請書（対象者の方には申請書を郵送します。）

○確認書類

①公的身分証明書等の写し

②給付金を受け取る口座の通帳またはキャッシュカードの写し

※詳細については、申請書に同封のチラシをご覧ください。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎[㊤]1603



年額10万円を上限に 不妊治療費を助成します

町では、平成29年4月1日以降に治療を開始した、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に係る医療費の一部助成を開始します。

○助成対象者

①戸籍上夫婦であること

②夫及び妻が申請日の1年以上前から神崎町に住所があり、居住していること

③千葉県特定不妊治療費助成事業の助成を受けていること

④申請日において、夫及び妻に町税の滞納がないこと

○助成額

年額10万円を上限に助成

○申請書

「千葉県特定不妊治療費助成事業」の交付決定後に、「神崎町特定不妊治療費助成申請書」と添付書類を添えて保健福祉課に申請してください。

○申請期限

「千葉県特定不妊治療費助成承認決定通知書」の発行日から1年以内

○問合せ

保健福祉課 ☎[㊤]1603

